

国立大学法人北海道国立大学機構合同理事長選考会議規程

令和3年5月26日

国立大学法人小樽商科大学

国立大学法人帯広畜産大学

国立大学法人北見工業大学

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号。以下「改正法」という。）附則第4条の規定に基づき設ける国立大学法人北海道国立大学機構合同理事長選考会議（以下「合同理事長選考会議」という。）の運営等に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 合同理事長選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- 一 理事長（国立大学法人法第10条第1項に規定する学長をいう。以下同じ。）となるべき者の選考
- 二 理事長となるべき者の任期
- 三 国立大学法人法第10条第4項に規定する大学総括理事を置くこと

(組織)

第3条 合同理事長選考会議は、改正法による改正前の国立大学法人法に規定する次の各号に掲げる国立大学法人に置かれた学長選考会議の委員の中からそれぞれの学長選考会議において選出された同号に掲げる委員の数をもって組織する。

- 一 国立大学法人小樽商科大学 4名
 - 二 国立大学法人帯広畜産大学 4名
 - 三 国立大学法人北見工業大学 4名
- 2 前項により選出された国立大学法人ごとの委員のうち、2分の1以上は国立大学法人法第12条第2項第1号に規定する委員とする。
- 3 委員が理事長候補者となった場合は、委員としての身分を失うものとする。
- 4 委員が前項の規定又は事故等により欠員となった場合は、速やかに補充する。

(議長)

第4条 合同理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、合同理事長選考会議を主宰する。ただし、議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 合同理事長選考会議は、委員の3分の2を超える出席がなければ開催することができない。この場合において、第3条第2項に規定する委員は、同項による委員の3分の2を超える出席がなければならない。

- 2 議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 合同理事長選考会議の事務は、小樽商科大学総務課、帯広畜産大学総務課及び北見工業大学

総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、合同理事長選考会議の議事の手続その他合同理事長選考会議に必要な事項は、議長が合同理事長選考会議に諮り、定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年5月26日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。